

公示送達について

次の者は、住所が不明であるから書類の送達が出来ないため、地方税法（昭和25年法律226号）第20条の2の規定に基づき公示する。

なお、送達すべき書類は、当町住民課が保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和7年12月23日

岐阜県揖斐郡大野町長      宇佐美 晃三



| 氏 名  | 送 達 書 類 名                                                    |
|------|--------------------------------------------------------------|
| 三宅 類 | 令和7年度<br><br>国民健康保険税 納税通知書（第3期・第4期・第5期・第6期・第7期・第8期・第9期・第10期） |